

重要!

「種苗法」を 守りましょう!! 「品種は貴重な財産」です

- 熊本県育成品種は県民の大切な財産です。正規のルート(許諾先)で購入した種苗を用いましょう
- 増やした熊本県登録品種の種苗を他人に譲渡してはいけません。
- 熊本県登録品種の種苗を熊本県以外へ持ち出すことはできません。

種苗法に違反した場合、以下が科せられます。

罰金

最高1千万円以下
(法人は最高3億円以下)

懲役

最高10年以下

熊本県内のみで栽培可: 育成者権者(熊本県)

「肥の豊」「肥のさやか」「肥のあかり」「肥のあすか」「肥のみらい」
「熊本EC10」「熊本EC11」「熊本EC12」



育成者権者(熊本県)

(許諾)

熊本県果実農業協同組合

(契約)

農協等

(苗木の購入)

生産者

(接ぎ木・定植)

自己のほ場で栽培

収穫

収穫物

市場等へ出荷

自家増殖

収穫開始後の樹から穂木を採取し、高接ぎする行為

重要

令和4年4月1日以降、自家増殖を行う場合は、熊本県に対して届出が必要です。

他の生産者等へ譲渡

熊本県登録品種の取扱いに関する情報は、熊本県農業情報サイト「アグリくまもと」や熊本県庁ホームページに掲載しております。

問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局農業技術課
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
Tel:096-333-2380 Fax:096-381-8491

